

## 徳島市農業委員会総会 議事録

1 とき	令和3年3月26日(金) 開会 午後 3時00分 閉会 午後 3時45分
2 ところ	徳島市役所 13階 大会議室
3 議長	会長職務代理 金澤 敬治
4 出席者	<p>&lt;農業委員&gt;</p> <p>1番委員 井川 洋二 3番委員 天羽 俊文 4番委員 野口 俊廣  5番委員 大貝 美治 6番委員 金澤 敬治 7番委員 原田 和彦  8番委員 久米 裕純 9番委員 川人 泰博 10番委員 佐々木永薫  11番委員 板東美佐緒 12番委員 品山 昌美 13番委員 植田美恵子  14番委員 廣瀬 長市 15番委員 細川 勝義 16番委員 谷川 興一  17番委員 鎌田 良昭 18番委員 政岡 茂 19番委員 市岡 沙織</p> <p>&lt;農地利用最適化推進委員&gt;</p> <p>3番委員 佐野 泰弘 6番委員 桑野 欣伸 9番委員 増井 孝重  10番委員 安瀨 和子 17番委員 多田 孝 18番委員 朝田 三郎</p>
5 欠席者	<p>&lt;農業委員&gt; 2番委員 岸本 昇</p> <p>&lt;農地利用最適化推進委員&gt; 4番委員 宮本 隆美 12番委員 森 政雄  16番委員 浦川 昌夫</p>
6 欠員	なし
7 議事	<p>議事 農地関係議案</p> <p>付議案件</p> <p>第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の審議について  第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請の審議について  第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請の審議について  第4号議案 非農地証明願の審議について  第5号議案 相続税の免除予定事案に係る特例農地利用状況の確認について  第6号議案 農用地利用集積計画の承認について</p> <p>報告事項</p> <p>(1)農地関係報告事項</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 農地法第3条の3第1項の規定に基づく権利取得の届出について</li> <li>2. 農地法第4条第1項の規定に基づく許可の決定及び指令書の交付について</li> <li>3. 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用の届出について</li> <li>4. 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用の届出について</li> <li>5. 農地法第18条第6項の処理について</li> <li>6. 農地の転用制限の例外(法第4条)による届出について</li> <li>7. 農地であることの証明について</li> <li>8. 転用届出の取消について(5条届出</li> </ol>

令和3年3月 徳島市農業委員会 定例総会 議事録

(開会 午後3時00分)

事務局 それでは、定例総会を始めさせていただきます。本日の議長は会長職務代理者の金澤委員が務めることとなっております。進行をよろしくお願いいたします。

議長 ただ今から、令和3年3月徳島市農業委員会総会を開会いたします。本日の総会は、農業委員19名のうち半数を超える18名が出席しており、会議が成立しております。欠席の届出がありました委員は、議席番号2番、岸本昇委員です。

はじめに、議事録署名者の選任についてですが、総会議事規則第10条の規定により、議長が指名します。議席番号11番 板東美佐緒委員と、議席番号1番 井川洋二委員の両名を指名します。よろしくお願いいたします。

それでは、これより各議案の審議に入りますが、議案各号ごとに採決しますので、よろしくお願いいたします。

事務局 それでは第1号議案、農地法第3条第1項の規定による許可申請の審議について御説明します。議案書1ページを御覧下さい。全ての申請について法定の添付書類は整っております。

農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しているものは見受けられないと思われまます。耕作労力・農機具の保有状況等の問題は見受けられず、また、周辺への支障・影響を生ずる要因は特に見受けられません。

なお、許可の適否にあたり、不許可の例外規定に該当するものや、特に注意すべき事項のある案件については、個別に説明をさせていただきます。

1番は、譲渡人から譲受人へ、療養・その他生活資金のための売買で、農地2筆の所有権が移転されるものです。譲受人の耕作面積は許可後154aに至り、譲受人は対象地において、水稻や季節野菜の栽培を行うとのことです。

2番は、譲渡人と譲受人との間で、営農型発電設備用のため賃貸借によって地上権を設定しようとするものです。設定期間は許可日から3年間です。

許可後はドクダミの栽培を行うとのことです。

2番は同時に5条許可申請が出ております。5条許可が許可されない場合は、3条許可も行うことができません。また、許可日も5条許可と同日になります。

3番は、譲渡人から譲受人へ、農業廃止による売買で、農地1筆の所有権が移転されるものです。譲受人の耕作面積は許可後77aに至り、譲受人は対象地において、水稻の栽培を行うとのことです。

4番は、譲渡人から譲受人へ、経営移譲のため、農地5筆に使用貸借権を設定するものです。譲受人の耕作面積は許可後54aに至り、譲受人は対象地において、水稻の栽培を行うとのことです。4番案件は新規就農のため、地区審査を実施しました。

5番は、譲渡人から譲受人へ、別世帯の後継者への部分贈与で、農地1筆の所有権が移転されるものです。譲受人の耕作面積は許可後204aに至り、譲受人は対象地において、牧草の栽培を行うとのことです。

第1号議案は以上5件で、対象地は、田1,965㎡、畑5,836.58㎡、計7,801.58㎡です。御審議をよろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明は以上ですが、新規就農面談を行ったということですので、まず、実際に審査にあたった委員さんより、御意見をいただきたいと思います。

それでは、4番案件の新規就農面談に参加していただいた、南井上地区の鎌田委員さん、新規就農計画の内容等について、御心証などはいかがでしたでしょうか。

鎌田委員 3月16日の午前10時から4番案件で新規就農面談を実施いたしましたので報告します。

参加者は多田推進委員さんと私の委員2名と、譲受人側1名、事務局2名の5名です。賃借人はこの度、申請地で水稻の栽培を始めることを計画しております。現在は、教員の傍ら、週末や長期の休みを利用し、父が所有する農地で、水稻の手伝いをしながら、農業のノウハウを学んでいます。

この度、親戚にあたる賃貸人が、高齢に伴い、徐々に経営縮小をする意向のため、これを借り受け、父親に手伝ってもらいながら、農業に取り組んでいくことにしたそうです。

農機具に関しては、賃貸人から借り受けるなど、農機具の保有状況や就農計画等に問題はないように思われます。退職後は、葉物栽培にも取り組んでいきたいとのことでした。

結論として、今回の三条許可については、就農計画等に問題はなく、南井上地区の委員は一致して、問題ないのではないかと心証を持ちました。

報告は以上です。よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございました。地区就農面談に参加されました委員からの意見は以上ですが、その他、全案件につきまして、申請地区の委員さん他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは御発言が無いようですので、採決いたします。第1号議案の農地法第3条の規定による許可申請は、1番と、3番～5番を許可し、2番案件は5条許可の審議の結果に合わせることに異議はございませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないということですので、第1号議案については1番と、3番～5番を許可し、2番案件は5条許可の審議の結果に合わせることに決定いたしました。

続きまして、第2号議案、農地法第4条の規定による許可申請の審議を開始します。それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第2号議案、農地法第4条の規程による許可申請の審議について御説明します。議案書3ページを御覧下さい。まず、本申請について法定の添付書類は整っています。

1番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当し、申請人は、所有する農地を、農業用資材置場に転用するものです。また、本件は、申請地の一部を埋め立てており、農地法の手続きをとらなかったことを反省する旨の始末書の提出があります。

以上の案件につきましては、農地法に規定されている立地基準及び一般基準においても、許可要件を満たしているものと思われます。また、転用目的が、駐車場・資材置場に該当するため、太陽光設備認定をとっていないことを確認済です。

第2号議案は以上1件のみで、田のみ479㎡です。転用目的の内訳は、駐車場・資材置場479㎡です。以上、御審議をよろしくお願いいたします。

議長 事務局からの説明は以上ですが、本案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、発言が無いようですので、採決いたします。第2号議案の農地法第4条の規定による許可申請は、本案件を許可することに異議はございませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないということですので、第2号議案については本案件を許可することに決定いたしました。

続きまして、第3号議案、農地法第5条の規定による許可申請の審議を開始します。それでは、事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第3号議案、農地法第5条の規程による許可申請の審議について御説明します。議案書4ページからを、御覧下さい。まず、全ての申請について法定の添付書類は整っています。

1番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。譲受人は、使用貸借権を設定し、農業用資材置場への進入路に転用するものです。また、申請地は既に転用行為が行われており、農地法の手続きをとらなかったことを反省する旨の始末書の提出があります。

2番と3番は、譲受人が同一であるため合わせて説明します。この2件の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。譲受人は、近隣で中古車販売業を営んでおり、使用貸借権を設定し、露天車両置場に転用するものです。

4番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。譲受人は、病院及び介護老人保健施設を営んでおり、所有権を移転し、施設利用者のリハビリのためのグラウンドに転用するものです。また、申請地には、転用行為に着手している部分があるため、農地法の手続きをとらなかったことを反省する旨の始末書の提出があります。

5番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。譲受人は、使用貸借権を設定し、世帯分離住宅に転用するものです。また、現地調査時に、一部を駐車場として利用していることが明らかになったため、農地法の手続きをとらなかったことを反省する旨の始末書の提出を求め、それを受理しています。

6番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。譲受人は、使用貸借権を設定し、世帯分離住宅に転用するものです。

7番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。譲受人は、不動産業を営んでおり、所有権を移転し、露天資材置場に転用するものです。こちらの案件は、“貸”がつく転用目的ですが、令和2年6月に除外申請されており、令和2年12月に広告されています。

8番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。譲受人は、動物病院を営んでおり、所有権を移転し、露天駐車場に転用するものです。

9番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。譲受人は、介護保険法に基づく居宅サービス等の事業を営んでおり、所有権を移転し、社会福祉施設に転用するものです。

10番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。譲受人は、所有権を移転し、露天資材置場への進入路に転用するものです。また、申請地は既に転用行為が行われており、農地法の手続きをとらなかったことを反省する旨の始末書の提出があります。

11番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。譲受人は、解体工事業を営んでおり、所有権を移転し、露天駐車場及び露天資材置場及び道路に転用するものです。

12番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。譲受人は、使用貸借権を設定し、世帯分離住宅に転用するものです。

13番と14番は、譲受人が同一であるため合わせて説明します。この2件の申請地は、10ha以上の規模の一団の農地の区域内にあり、第1種農地に該当します。譲受人は、賃貸借権を設定し、営農型太陽光発電施設として一時転用するものです。栽培する作物はどくだみであり、営農者は県西部でどくだみの栽培歴があり、3年後の許可更新時に必要な要件となっている地域の平均的な単収のおおむね8割以上の収量を確保している実績があります。

15番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。譲受人は、所有権を移転し、世帯分離住宅に転用するものです。

16番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。譲受人は、中古車販売業を営んでおり、賃貸借権を設定し、露天車両置場に転用するものです。

17番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。譲受人は、所有権を移転し、世帯分離住宅に転用するものです。

以上の案件につきましては、農地法に規定されている立地基準および一般基準においても、許可要件を満たしているものと思われます。また、転用目的が、資材置場となっている案件については、太陽光設備認定をとっていないことを確認済みであり、転用規模が大規模である7番、9番、11番案件、そして農地区分が1種である13番と14番案件については地区審査を実施しました。

第3号議案は、全17件で、地目は、田が4,480.35㎡、畑が3,587.25㎡で、合計、8,067.60㎡です。転用目的の内訳は、住宅用地1,960㎡、駐車場・資材置場3,698㎡、その他施設用地2,409.60㎡です。

以上で説明を終わります。御審議をよろしくお願いします。

議長 事務局からの説明は以上ですが、複数の案件で地区審査を行ったということですので、まず、実際に審査にあたった委員さんより、御意見をいただきたいと思えます。それでは、7番案件の地区審査に参加していただいた、勝占地区の天羽委員さん、転用計画の内容等について、御心証などはいかがでしたでしょうか。

天羽委員 先月17日、午後3時より、7番案件で地区審査を実施しましたので、報告します。参加者は、野口委員、佐野推進委員、宮本推進委員と私の委員4名、転用者側は2名、事務局2名です。申請対象の農地は、徳島市大松小学校の西側に道路を挟んで隣接し、第2種農地に区分されるとのことです。

今回の申請について、土地の所有者と譲受人との間で所有権を移転して、露天貸資材置場に転用しようとするものです。申請地は小学校の近隣であり、資材の搬入出のための車両は小型車を利用し、通学時間を避けた限られた時間帯に搬入出する等、事業計画書には、通行人や児童の安全に十分配慮する旨(むね)が謳われています。造成については、境界線内側に平地を設け、周囲に堤防を作り、資材置場部分に敷き詰め、碎石が流出しないよう施工することです。排水については、敷地内に排水(はいすい)施設を設け、地下浸透と併せて処理する計画です。また、地元の土地改良区からは排水同意書及び意見書が提出されています。

結論として、今回の申請について、農地法上で許可となる条件を満たしており、勝占地区の委員は、一致して、許可やむを得ないと判断しました。報告は以上です。よろしくお願いします。

議長 ありがとうございました。続きまして9番案件の地区審査に参加していただいた、沖洲地区の桑野推進委員さん、転用計画の内容等について、御心証などはいかがでし

たでしょうか。

桑野委員 先月17日の午前9時半から9番案件の地区審査を実施しましたので、報告します。参加者は、金澤委員と私、転用者側2名、事務局2名の6名です。申請対象の農地は、徳島市中央卸市場から南へ約1 kmに位置しており、第2種農地に区分されるとのことです。今回の申請は、土地の所有者と譲受人との間で所有権を移転して、社会福祉施設に転用しようとするものです。土地の造成については、西側を除く3方を土留コンクリート壁で囲い、土砂の流出が無いように盛土し、申請施設の建築等を進めていく計画です。

また、汚水排水については、合併浄化槽を設置し、雨水排水については、最終柵(ます)に泥留めを設けて、土砂の流出を防ぐ計画であり、地元水利組合からの排水同意書と、土地改良区は管轄外であるため上申書が提出されているとのことです。

結論として、今回の転用許可申請について、農地法上で許可となる条件を満たしており、周辺の農地に対する被害防除措置についても問題はないと思われますので、沖洲地区の委員は、問題なしと判断しました。報告は以上です。よろしくお願ひします。

議長 ありがとうございます。続きまして11番案件の地区審査に参加していただいた、上八万地区の安瀨推進委員さん、転用計画の内容等について、御心証などはいかがでしたでしょうか。

安瀨委員 今月18日の午後2時から11番案件の地区審査を実施しましたので、報告します。参加者は、川人会長と私の委員2名、転用者側2名、事務局2名の6名です。

申請対象の農地は、上八万中学校から南東へ約1.5 kmに位置しており、第2種農地に区分されるとのことです。今回の申請は、土地の所有者と譲受人との間で所有権を移転して、「露天駐車場」及び「露天資材置場」及び「道路」に転用しようとするものです。造成については、出入りに利用する東側に隣接する国道沿いから、西側に緩やかな傾斜を設けるように、盛土や砕石等を利用して高さを上げる計画です。排水については、地下浸透を主とし、造成した傾斜を利用して、西側に排水する計画であり、地元水利組合からの排水同意書と、土地改良区は管轄外であるため上申書が提出されているとのことです。結論として、今回の転用許可申請について、農地法上で許可となる条件を満たしており、周辺農地に対する被害防除措置についても問題無く、この度の地区審査に参加した上八万地区の委員は一致して、問題なしと判断しました。報告は以上です。よろしくお願ひします。

議長 ありがとうございます。続きまして13番と14番案件の地区審査に参加していただいた、国府地区の谷川委員さん、転用計画の内容等について、御心証などはいかがでしたでしょうか。

谷川委員 今月18日に13番と14番案件で地区審査を実施しましたので報告します。参加者は浦川推進委員と私の委員2名、事務局2名と転用者側が1名になります。

申請地の位置は、国府小学校から南へ約600メートルにあり、1種農地に区分されるとのことです。転用目的は、2件とも営農型太陽光発電施設であり、「どくだみ」を栽培します。譲受人はソーラーシェアリング事業を全国的に展開しており、パネルの高さは2メートルで、周囲にはフェンスを設置し、隣接する農地に影響が出ないように設置する計画です。譲渡人は、すでに県西部の営農型太陽光発電施設において「どくだみ」を2年以上栽培しており、収量についても80%以上の実績があり、出荷後の加工・販売についても具体的な計画が提出されています。

結論として今回の転用許可申請については、農地法上での許可条件を満たしており、周辺農地に対する被害防除措置についても、問題なく、国府地区の委員として、問題は無いと判断しました。報告は以上です。よろしくをお願いします。

議長 ありがとうございます。地区審査に参加された委員からの意見は以上ですが、その他、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見・御質問はありませんか。

それでは、御発言が無いようですので、採決いたします。第3号議案の農地法第5条の規定による許可申請は、13番と14番を許可相当として県に諮問し、残りの15件を許可することに異議はございませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないということですので、第3号議案については13番と14番を許可相当として県に諮問し、残りの15件を許可することに決定いたしました。続きまして、第4号議案 非農地証明の審議について、を開始します。

それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第4号議案、非農地証明願の審議について御説明いたします。議案書7ページを御覧下さい。

1番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に区分されます。対象地は、20年以上前に倉庫として建築され、現在も倉庫として利用されています。農地として機能していない状態が継続しており、非農地化の確認資料としましては、平成8年4月13日撮影の航空写真があり、現地が非農地化していることを現地調査でも確認しております。

2番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に区分されます。対象地は、20年以上前に宅地への進入路及び市道と一体化しており、現在も道として利用されています。農地として機能していない状態が継続しており、非農地化の確認資料としましては、平成11年5月30日撮影の航空写真があり、現地が非農地化していることを現地調査でも確認しております

第4号議案は以上2件で、対象地は田245㎡、畑57.2㎡で合計302.2㎡です。以上で説明を終わります。御審議をよろしくをお願いします。

議長 事務局の説明は以上ですが、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、御発言が無いようですので、採決いたします。第4号議案の非農地証明の審議については、全案件を非農地と承認することに異議はございませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないということですので、第4号議案については、全案件を非農地と承認することに決定いたしました。続きまして、次の議案の審議に移ります。

第5号議案「相続税の免除予定事案に係る特例農地利用状況の確認について」を開始します。それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第5号議案、相続税の免除予定事案に係る特例農地利用状況の審議について御説明します。議案書8ページを御覧下さい。

1番は、平成●●年●●月●●日に相続が発生し、相続税の納税猶予を受けていたものです。2番は、平成●●年●●月●●日に相続が発生し、相続税の納税猶予を受けていたものです。

対象地の一部が不耕作地、または駐車場となっておりますが、その他の対象地は全て、納税猶予申告時と同じく農地として利用されております。

第5号議案は以上2件で、税務署あてに報告しようとするものです。

対象地の面積は、田●●●㎡、畑●●●㎡で、計●●●㎡です。

御審議をよろしく申し上げます。

議長 事務局の説明は以上ですが、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、御発言が無いようですので、採決いたします。第5号議案の相続税の免除予定事案に係る特例農地利用状況の確認については、全案件を承認することに異議はございませんか。

全委員 異議なし

議長 異議がないということですので、第5号議案については全案件を承認することに決定いたしました。それでは、次の審議に移ります。

第6号議案、農用地利用集積計画の承認についての審議を開始します。なお、本号の審議に先立ち、委員が関係者となる案件が含まれております。農業委員会法第31条に定める、議事参与の制限の規定に基づき、野口俊廣委員と私、金澤が退席いたします。そのため、第6号議案につきましては、議長を川人会長にお願いいたします。

また、審議終了後に、入室・着席をさせていただきます。

川人会長 それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第6号議案、農用地利用集積計画の承認について御説明します。議案書9ページを御覧下さい。全ての申請について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に定める、利用権設定に関する要件はすべて満たしていると思われま。

今月は新規設定が12件、再設定が61件で合計73件となっており、そのうち、賃貸借権が50件、使用貸借権が23件となっております。

設定しようとする土地での地区別の内訳は、1番～5番が多家良地区・8筆・5件、6番～15番が勝占地区・27筆・10件、16番が八万地区・10筆・1件、17番が渭東・沖洲地区・1筆・1件、18番～24番が上八万地区・12筆・7件、25番が入田地区・3筆・1件、26番～28番が不動地区・12筆・3件、29番～34番が応神地区・8筆・6件、35番～46番が川内地区・25筆・12件、47番～59番が国府地区・24筆・13件、60番が南井上地区・1筆1件、61番～73番まで北井上地区・23筆・13件となっております。なお、57番案件は利用権を受ける者が、新規就農であったため、新規就農面談を実施しました。利用権設定については以上で、田90筆・98,034.48㎡、畑64筆

71,490㎡の合計154筆・169,524.48㎡となります。

続きまして、所有権移転について御説明します。議案書19ページを御覧下さい。本案件は、譲渡人から譲受人へ売買により所有権が移転されるものです。耕作労力・農機具の保有状況等に問題は見受けられず、周辺への支障・影響を生ずる要因も特に見受けられません。

1番の譲受人の耕作面積は、取得後289aに至るものであり、取得後には対象地

において牧草の栽培を行うとのこと。所有権移転については以上1件で田2筆・3, 112㎡・畑4筆・5, 389㎡合計6筆・8, 501㎡となります。

第6号議案の農用地利用集積計画の承認についての説明は以上です。  
御審議をよろしく願います。

川人会長 事務局の説明は以上ですが、新規就農面談を行ったということですので、まず、実際に審査にあたった委員さんより、御意見をいただきたいと思います。

それでは、57番案件の新規就農面談に参加していただいた国府地区の谷川委員さん、新規就農計画の内容等について、御心証などはいかがでしたでしょうか。

谷川委員 2月19日の午後3時から、57番の案件で新規就農面談を実施いたしましたので報告します。参加者は浦川推進委員さんと私の委員2名と、借受人1名、事務局1名の4名です。借受人は、公務員ですが、祖母が農業をしており、祖母が高齢になってきたため、家族と野菜栽培の手伝いをしながら農業を学んできました。このたび利用権で農地を借りることを希望しています。対象地は国府町矢野で、借受人の住所は春日1丁目にあり離れています。現在も国府町にある実家で農業を手伝っており、のちに国府町に居住を移す予定です。借りる土地ではオクラ・ほうれん草の栽培をしたいと考えており、出荷先は、日曜市やネット販売を予定しています。また、農機具も祖母より借り受け家族と営農し、農業労働力・農機具の保有状況等についても問題ないように思われます。

今後は指導の下、経験を積み、農業技術の向上をはかり、経営面積の拡大を目指していくことを計画しており、地域の農業の新たな担い手として、期待しています。

結論として、今回の利用権の設定については、農機具の保有状況、就農計画等に問題はなく、利用権を設定する要件をすべて満たしているため、国府地区の委員は一致して、問題ないのではないかとの心証を持ちました。報告は以上です。よろしく願います。

川人会長 ありがとうございました。地区就農面談に参加されました委員からの意見は以上ですが、その他、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、御発言が無いようですので、採決いたします。第6号議案の農用地利用集積計画の承認については、全案件を承認することに異議はございませんか。

全員 異議なし

川人会長 異議がないということですので、第6号議案については全案件を承認することに決定いたしました。参与制限により退席しています委員が、着席するまでお待ちください。

議長 以上で付議案件の審議を終了します。  
引き続き、農地関係の報告事項に移ります。事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは報告事項について説明します。  
議案書20ページを御覧下さい。1番は、農地法第3条の3第1項の規定に基づく権利取得の届出についてです。3件受理しました。  
21ページを御覧下さい。2番は、農地法第4条第1項の規定に基づく許可の決定及び指令書の交付についてです。1件交付しました。

22ページを御覧下さい。3番は、農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用の届出についてです。5件受理しました。

23ページを御覧下さい。4番は、農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用の届出についてです。5件受理しました。

24ページを御覧下さい。5番は、農地法第18条第6項の処理についてです。2件受理しました。

25ページを御覧下さい。6番は農地の転用制限の例外（農地法第4条）による届出についてです。2件受理しました。

26ページを御覧下さい。7番は農地であることの証明についてです。27ページに渡り4件受理しました。

28ページを御覧下さい。8番は5条転用届出の取消についてです。1件取消しました。報告事項については以上です。

議長

報告は以上ですが、何か御意見等はありませんか。

それでは、以上をもちまして、令和3年3月徳島市農業委員会総会を閉会いたします。ありがとうございました。